**平成２７年（フ）第３４号**
大分県佐伯市10261番地３
債務者　上田　良治
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　精治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

**平成２７年（フ）第１７３号**
埼玉県行田市城西２丁目６番21号
債務者　石井　　純
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十川剛俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２７年（フ）第１９５号**
三重県四日市市笹川３丁目159番地３、前住所三重県四日市市天カ須賀４丁目９番11―101号　グラン・コート富洲原
債務者　小林　祥樹
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　一孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２７年（フ）第３７７号**
宮城県多賀城市大代１丁目８番８号　サンライフ星101号
債務者　茂木　克夫
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第４３０号**
埼玉県草加市中根３丁目９番24―206号、従前の住所仙台市泉区高森１丁目１番地の286　パームクレスト高森201
債務者　川合　尚美（旧姓是川）
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第４９２号**
仙台市泉区将監５丁目１番17―14号
債務者　柳田　實子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第５４１号**
仙台市太白区長町２丁目９番25―106号
債務者　佐藤　照美
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第３９号**
福島県いわき市小名浜大原字西橋本48番地の21
債務者　中村　文子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２７年（フ）第１９２号**
山梨県甲府市住吉３丁目22番12号
債務者　渡邉　清美
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第２３２号**
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町６丁目315番地
債務者　本田　元彦
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
岐阜地方裁判所

**平成２７年（フ）第２５０号**
岐阜市真砂町５丁目18番地（葵ビル　４Ａ号）
債務者　日置　君子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
岐阜地方裁判所

**平成２７年（フ）第２５８号**
岐阜市則武中２丁目７番２号
債務者　増岡　愛子
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
岐阜地方裁判所

**平成２７年（フ）第３８号**
岐阜県可児郡御嵩町中887番地10
債務者　清水　理恵
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２７年（フ）第２８４号**
兵庫県姫路市砥堀404番地１　市営砥堀住宅１棟108号
債務者　長谷　京子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２７年（フ）第３０１号**
兵庫県加古川市野口町良野188番地の７、従前の住所兵庫県加古川市野口町良野1031番地の４　セラヴィＡ―201号
債務者　前田　敬彦
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２７年（フ）第３０９号**
兵庫県加古川市別府町新野辺471番地の７　メゾンビーチ201号
債務者　新村技研こと　新村　　修
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２７年（フ）第５４８号**
広島市安佐南区中筋３丁目33番32―104号
債務者　小川　三博
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部